

日南串間広域不燃物処理組合情報セキュリティポリシー運用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、情報資産、情報システム等のセキュリティに関し、職員（非常勤の職員を含む。）及び本組合の情報システムを使用して業務に当たる者が遵守すべき必要な基本事項を定め、もって情報セキュリティの確保を図り、住民の財産、プライバシー等の保護及び安全な事務の運営を図ることを目的とする。

(準用)

第2条 この要綱の施行については、日南市情報セキュリティ基本方針に関する要綱及び日南市情報セキュリティ対策基準に関する要綱を準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。